



# 公德心・自由と責任の涵養と情報モラル育成の 間にある相反に着目した教材の試作



## 1.

### 青少年のインターネット利用

内閣府 (online) 「青少年のインターネット利用環境実態調査」(全国の小中高校生各1000名・合計約3000人の標本調査)によると、何らかの情報機器でインターネットを利用していると回答した高校生の割合は、平成30(2018)年度で99%を記録し、令和3(2021)年度で99.2%に達している。この他にも、2019年に開始された小中学校を対象とする文部科学省「GIGAスクール構想」や、COVID-19感染症まん延に伴う遠隔授業の積極的導入などの状況が進展し、スマートフォン・携帯電話の所有・利用率、インターネットの利用状況共に、ごく近年にかけてもさらに年々増加しているとみられる。このように、我が国の市民一般と同様に、インターネットは青少年の

生活の一部になっている。また、インターネットの利用の様態の学校種による違いに注目すると、同実態調査によれば、どの年度でも、校種が上がるにつれ、コミュニケーション(メール・メッセージャー・ソーシャルメディアなど)の利用が多くなっている。

## 2.

### 青少年のネット上のトラブル

ところで、同実態調査では、インターネットを使っていると回答した青少年に、インターネット上のトラブルや問題行動に関連する行為の経験を尋ねている。たとえば平成30(2018)年度調査(青少年2977人)の結果をみると、「インターネットにのめりこんで勉強に集中できなかったり、睡眠不足になったりしたことがある」

(14.0%)、次に「迷惑メッセージやメールが送られてきたことがある」(13.2%)、「インターネットで知り合った人とメッセージやメールなどのやりとりしたことがある」(11.0%)、「自分が知らない人や、お店などからメッセージやメールが来たことがある」(10.2%)との回答がみられる。

総務省(online)は、教育や子育ての現場で、子供たちに必要な情報活用能力を育てる一助となることを目的とした「インターネットトラブル事例集」を編さんして、平成21(2009)年から、年々これを更新している。このうち「インターネットトラブル事例集(2022年版)」(総務省, 2022)では、インターネットをコミュニケーションツールとして使うために知っておきたい「コミュニケーション編」、他者の権利を侵害する投稿や脅迫、犯罪予告などの「セルフコントロール編」、機器の悪用や詐欺に関する「個人情報&プライバシー編」、悪ふざけなどの「情報発信編」の4つに分けた16個のインターネットトラブルの事例が載っている。たとえば「コミュニケーション編」の「①グループトークでの友人とのトラブル」では、『会話の流れが速く、ささいなことでも誤解や感情の行き違いが生じやすい』と指摘した上で、メンバー以外を読むことができない場における、いわゆる“SNSいじめ”や“ネットいじめ”が起きている現状を解説している。

また、文部科学省は、いじめ防止対策推進法の施行を経て、平成25(2013)年以降、「いじめ」の定義を「いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。」としている。それまではインターネットを通したいじめについては触れていなかったが、インターネットの普及やインターネットを通じた、“SNSいじめ”や“ネットいじめ”が問題になってきたため、加えられたと考えられる。さらに、平成21(2009)年には、ネットいじめが自殺の原因の一つではないかと指摘される事件が報じられた(朝日新聞社, 2009)。文部科学省からは、各地域の自治体や教育委員会などに携帯電話の取扱いに関する通知が出され、情報モラル教育の充

実を図ることが要請された(坂元, 2015)。

### 3.

#### 問題の所在と本論の目的

文部科学省(2020)「情報化社会の新たな問題を考えるための教材～安全なインターネットの使い方を考える～指導の手引き」では、青少年がインターネットを適切に活用することができるよう、学校教育における情報モラル教育は必要不可欠であると述べている。情報モラルの指導は、情報教育の一環として位置付けられる。それは各教科の教育活動で行う必要があるが、特に「特別の教科 道徳」での指導は、大きな役割を占めている。それは平成27年に「特別の教科 道徳」の新設を伴う小学校・中学校学習指導要領が部分改訂され、さらにその後、平成30年の改訂で、情報モラルに関することが「留意すること」から「充実すること」へと変わったことから読み取ることができる。

他方、阿部(2013)は、「道徳」授業における情報モラル教育について、宇佐美寛の「資料」論をよりどころとしながら、授業での「資料」の解釈のさせ方を確認する検討を行った結果、後述するが、情報モラルについて指導するには問題がある事例を示している。その指摘では、示される情報が不十分・不適切であり、その点が補われなまま解釈がなされているという点が問題であるという旨を示した上で、そうした問題が生じる要因として、(1)従来の「資料」の問題と同様の問題があること、(2)扱うべき問題の新しさ、(3)文章としての「資料」の限界、(4)一般的な「道徳」の内容との関連についての課題、を指摘している(p.35)。つまり「資料」が文章として示される過程で状況が捨象されることを、いわば限界であると述べているのである。その上で、一般的な「道徳」の内容と「道徳」授業における情報モラル教育との関連について、『「道徳」の内容が情報モラル教育についての認識を妨げる要因となりうるのであれば、新たな内容を創造したり、「道徳」以外での実施を検討したりする必要がある。』と述べている(p.42)。「特別の教科 道徳」は検定教科書が制定されていることに鑑みると、この必要性はま

さに喫緊である。

そこで本稿では、「特別の教科 道徳」の学習指導要領が示す内容項目「公徳心」「自由と責任」が謳う考え方のなかに、情報モラル教育の観点からは必ずしも望ましい行動とはいえない場面が想定されうる、いわば相反がある事柄について指摘する。その上で、中学校特別の教科道徳あるいは高等学校情報科での活用を想定した読み物資料の試作について述べ、その読み物資料に対する教職課程設置学科学生の評価について報告する。

## 4.

### 公徳心・自由と責任の指導と情報モラル

ここで、中学校学習指導要領（平成29年告示）に則しながら、「道徳」内容項目としての公徳心と、自由と責任を取り上げその意味・意義を確認する。また、情報モラルに関する指導における指導の配慮事項について確認する。

「特別の教科 道徳」内容項目「C 主として集団や社会との関わりに関すること」の（ア）「遵法精神、公徳心」は、主体性をもって法やきまりを守ることを重視した内容項目である。『公徳心とは、社会生活の中で守るべき正しい道としての公徳を大切にする心』であり、『遵法精神は、公徳心によって支えられている』（文部科学省、2017、p.44）とされ、指導の観点としては、さらに、法やきまりの『よりよい在り方について考え、自他の権利を大切にし、義務を果たして、規律ある安定した社会の実現に努めること。』と示している。また、これは「特別活動」のうち学校行事においても、ボランティア精神を養う活動を通じて育成を図ることができるとしている。

「特別の教科 道徳」内容項目「A 主として自分自身に関すること」の（ア）「自主、自律、自由と責任」は、自主的に考え、主体的に判断する態度を重視した内容項目である。その概要として、解説には『自分の内に自ら規律を作り』、『他人の保護や干渉にとらわれずに、善悪に関わる物事などについて幾つかの選択肢の中から自分で最終的に決めること』（p.26）とある。

他方、情報モラルの教育について、文部科学省は平成

19（2007）年に、インターネットや携帯電話の普及が急速に進んだことにより、違法・有害情報に起因する問題が多発する中で、児童生徒が情報内容を適切に判断できる能力を育成することができるように、「情報モラル指導モデルカリキュラム」を作成した（文部科学省、2007）。これは情報モラルの指導内容を「1. 情報社会の倫理」「2. 法の理解と遵守」「3. 安全への知恵」「4. 情報セキュリティ」「5. 公共的なネットワーク社会の構築」の5つに分類に整理し、それぞれの分類ごとに児童生徒の発達段階に応じて大目標・中目標レベルの目標を設定したものである。

次に、以上述べた、情報モラルや情報機器の操作・活用と、「特別の教科 道徳」内容項目との関連について述べる。

中学校学習指導要領「第3章 特別の教科 道徳」では、その「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の2、において、『（6）生徒の発達の段階や特性等を考慮し、第2に示す内容との関連を踏まえつつ、情報モラルに関する指導を充実すること。』との指導の配慮事項が示されている。「道徳」における情報モラルへの配慮としては、『道徳科は、道徳的価値の理解を基に自己を見つめる時間であるとの特質を踏まえ』（p.100）ることを求めている。また、公徳心に関わる指導において『インターネット上のルールや著作権など法やきまりに触れたりすることが考えられる。』（p.99）としている。

他方、平成21（2009）年に刊行され、令和元（2019）年に再版、令和2（2020）年に追補された「教育の情報化に関する手引」（文部科学省、2019）においても、「道徳」の教育活動との関連について述べている。具体的には、「第2章 情報活用能力の育成 第4節 第2項（1）問題の本質」で、『情報モラルの大半が日常モラルであることを理解させ、それに情報技術の基本的な特性を理解させることで問題の本質を見抜いて主体的に解決できる力を身に付けさせることが重要』であると述べている。また情報モラル教育に必要な要素は「日常モラル」と「情報技術の仕組み」の2つであり、『日常モラルについては、情報モラルの判断に必要な不可欠なことを指導する必要がある。自分がやりたいことや欲しいものを我慢できるかという「節度」、多くの情報について正しいかどうかを判断

するための「思慮」、人とコミュニケーションをとるために必要となる「思いやり」や「礼儀」、情報社会の一員としてルールを守り、正しいことを実行するための「正義」や「規範」が重要となる。』(p.44)と述べている。このように、道徳教育の中で身に付けるべき力と重なることがらがあると指摘されていることから、やはり、情報モラル教育は道徳教育の中で行うことが重要である。

## 5.

### 道徳教育を通じた情報モラル指導がもつ相反

道徳教育において情報モラル教育を行うことが重要であるというなかで、それでは、どのような相反が見てとれるのだろうか。阿部(2013)は情報モラル教育と道徳教育は対立する点があるため、道徳的には望ましい行動でも情報モラル教育では誤った行為になってしまうことがあるという。その一例として指摘している題材が、千葉県中学校長会(2009)による副読本『中学生の新しい道』(平成21年度版)に収録されている、「プロフ」という題材である。以下の文章は「プロフ」の資料の教師用指導書の概要である。

ある日、みきが更新したプロフに「大胆」な「ビキニの姿」の写真がアップされた。その写真をアップしたことで1日100件のアクセスがあり、みきはとても喜んでいる。そのプロフがクラスで話題となり、ねたましく思ったリサが「クラスの恥」という書き込みを行う。その翌日からみきは学校を休んでしまう。リサがサイトにアクセスすると、そこには誹謗中傷の言葉があふれていた。同じくその書き込みを知った智子から、悪口を書き込んだことを責められるが、自分は悪くないと一蹴してしまう。帰宅したリサは、再びサイトにアクセスしてみると、自分の名前をしっかりと示して、正しくあるべき姿を主張する智子の存在があった。自分の間違いに気づいたリサは、翌日智子たちに声をかけ、本当の気持ちを打ち明けるのだった。

以下の文章は、智子がみきのサイトに書き込んだ文章である。

私は、林智子と言います。このサイトは私の親友がつくっています。かけがえない親友です。サイトに集まってくる人たちは、お互い顔もわかりません。でも私は、サイトから元気をもらうことだってあります。でも、今私の親友はサイトの書き込みで苦しんでいます。もうそんなサイトは終わりにしてください。このサイトを夢でいっぱいサイトにしませんか。

そして、この題材の中心発問として、「ビキニ姿の写真を載せてしまったみき。それに反発して書き込みをしたリサ。騒ぎは一段と大きくなった。こうした付和雷同について考えてみよう。」と設定されていた。つまり、ここでは智子の実名を挙げての書き込みに着目しているのではなく、みきのサイトの使い方やリサの書き込みに着目している。

筆者らは、この題材の智子の行動にも着目するべきであると主張したい。炎上してしまった友達を助けるという智子のような行動が扱われている内容の題材、友人がトラブルに巻き込まれてしまった時に助けるという内容や自ら友人のトラブルを解決しようという題材、そしてその解決において顕名で(名前を明かして)行動するという題材は、阿部(2013)の指摘のとおり、見当たらないのである。

このことについて筆者らは2020年に、公益財団法人教科書研究センターの附属図書館である教科書図書館(東京都江東区)において当時の中学校「特別の教科 道徳」の副読本(8社)で扱う情報モラルに関する題材が、どの内容項目にあたるか、そして題材にどのような人とのかわりかを示されているかを調査した。Webサイトの使い方に関することや悪口を言ってしまったことなどの、情報機器の活用に関する情報モラルの指導内容は存在していた。だが、上述の設定の内容を含む題材がみあたらなかった。

このような内容の題材は、前述の「情報モラル指導モデルカリキュラム」の目標と照らし合わせるとどのように位置付けることが可能だろうか。筆者らはこれを、「3. 安全への知恵」の中学校「d4~5 危険を予測し被害を予防するとともに、安全に活用する」の中の「d4-2 トラブルに遭遇したときに、主体的に解決を図る方法を知る」にあたる内容がある一方、同時に、「e4~5 情報を正しく安全に活用するための知識や技術を身につける」の

中の「e4-2 自他の情報の安全な取扱いに関して、正しい知識を持って行動できる」にあたる内容を併せて含むと判断している。

そしてここに、中学校「特別の教科 道徳」の内容項目「(1) 自主、自律、自由と責任」が示す『自律の精神を重んじ、自主的に考え、判断し、誠実に実行してその結果に責任をもつこと。』や「(10) 遵法精神、公徳心」と、情報モラル指導モデルカリキュラムが「自他の情報の安全な取扱いに関して、正しい知識を持って行動できる(中学校e4-2)」と示している事項を共に考慮した場合の相反がみられる。それはすなわち、実行に際しその結果に責任を持つための判断の一つであると考えられる一方、『ネット上でのコミュニケーションの特性を認識していれば、十中八九、避けるべき行為だ』(阿部, 2013, p.40)という、「**顕名による行動**」である。阿部(2013)によると、上述の題材の教師用指導書では、価値の対立については触れておらず、むしろ智子の行動は望ましい行動であるとされているという。そして智子が実名を出し、書き込みをした際の気持ちを問う発問では、「実名を使い、堂々と自分の考えを伝える智子の行動をしっかりと捉えさせる」という方向での解釈をさせることを目指していると述べていたという。一方、阿部(2013)は、『ネット上のコミュニケーションのあり方について、誤った情報を子どもに与えてしまうことになる。』(p.41)と述べている。

## 6.

### 道徳科読み物資料・指導計画の提案と開発

以上より筆者らは、生徒がインターネットの特性を理解し、正しい使い方やトラブルに遭遇したときに主体的に解決しようとする態度を養うことができる読み物資料の試作に取り組んだ。道徳の内容項目「C 主として社会や集団との関わりに関すること」の「(10) 遵法精神、公徳心」の、『法や決まりの意義を理解し、それらを進んで守るとともに、そのよりよい在り方について考え、自他の権利を大切にし、義務を果たして、規律ある安定し

た社会の実現に努めること。』に当てはまるものにする。また、情報モラル指導モデルカリキュラムの「3. 安全への知恵」の「d4-1 安全性の面から、情報社会の特性を理解する。」「d4-2 トラブルに遭遇したとき、主体的に解決を図る方法を知る。」という目標に合うように、インターネットでのトラブルに遭遇したときの場面を設定する。

また本題材では、自分がトラブルに遭遇するだけでなく、友人のトラブルに遭遇したときの場面も想定したものとする。

その読み物資料の題材としての主な流れは、次のとおりである。

- 奈美が、家族旅行に行く。
- 奈美は、良い写真がたくさん撮れたので、思い出を残すためにサイトに載せる。
- たくさんの人に褒めてもらい嬉しくなった奈美は、毎日投稿するようになった。
- 奈美の投稿に妬ましく思った人が、誹謗中傷の書き込みをする。
- 奈美のサイトが炎上する。
- 啓子が奈美を助けようと、実名を出して、奈美のサイトで書き込みを行う。
- 啓子の書き込みを見た第三者が、啓子の行動を不快に思う。
- 啓子が炎上の対象となってしまう。
- 実名を出したことや奈美の親友と書き込んだことから、彼女らの個人情報特定され、公開される。
- 啓子は学校を休んでしまう。
- 奈美はクラスの子に啓子が休んでいる理由を聞き、啓子のサイトが炎上していることを知らされる。
- 奈美はまた自分が誹謗中傷の対象となってしまうのが怖くて、どうすることもできない。

## 7.

### 読み物資料に対する 教職課程設置学科学生の評価の調査

以上述べた読み物資料題材について、教職課程設置学

科学生が、この題材に対しどのような評価を行うかについての調査を実施した。

### (調査の実施方法)

2022年度児童教育学科「社会規範とマナー」授業履修者(全員大学1年生)に対して調査を行った。情報モラル教育の内容を扱う一環として、筆者のうち1名がこの道徳科教材の紹介をするとともに、履修者はこの教材を読み進めた。更にこの教材に関する討論を促し、授業を通じて履修者は、この題材の価値について検討した。そして、『(1) この道徳科読み物資料にあなたが「題名」をつけるとすると、何とつけますか。』『(2) この読み物資料を書き下ろした、学科の先輩に感想を伝えられるとしたら、どのようなことを伝えますか。』という質問を行い、記述を回収した。その後、筆者のうち同授業の成績に関連のない大学教員が回収した記述から氏名を削除した文書プリントを作成して履修者本人に渡したのち、「匿名の文章」として、文章中に出てきた単語の頻度情報をもとにした統計的な分析にこの文章を用いてよいか尋ねた。同意する履修者は、プリントへ同意の意思を示した上で回収箱へ投函した。

以上の手続きを経た結果、15名(以下、回答者と呼ぶ)の同意が得られたため、計量テキスト分析ソフトウェア「KH Coder ver.2.00f」を用いてそれら記述中の単語の頻度情報にもとづく分析を行った。

### (調査の結果)

まず「(1) 資料の題名」については、単語「SNS」が5人で用いられていた。また「SNS」を含む者については、そのうち1人が「SNSの使い方」としている以外は、4人が「SNSのこわさ」等、SNSに潜む恐怖を題名としていた。

一方、2人に「自分を守るためには」「友情か自分か」と、自分の情報の安全な取り扱いを考慮する題名があった。さらに、2人に「どうすればよかったの?」「何がダメ?」など、前述の相反に意識を向けさせる題名があった。また、2人に「私の身代わりになった人」「責任」と、自身の行動への責任を象徴する友人を題名にしたものの、「みえないみんな」と匿名で誹謗中傷する人への恐怖を示唆した題名のもの、などがあった。

「(2) 感想」については、まず参加同意した回答者15人の文の総数は39文、異なり語数は252であった。頻度が多い名詞は「SNS(17回)」、「資料(11回)」、「授業(8回)」であった。一方、頻度が多い形容詞は「怖い(7回)」、「正しい、多い(3回)」であった。なお、副詞「改めて(3回)」「もう一度(1回)」があり、回答者の文章には、資料の内容が身近な経験のように思えたことを暗示する文があったことを示している。

次に、文中の単語の共起情報に基づいた抽出語の共起ネットワーク図を作成した。回答者15名の回答である個々人の文章をそれぞれ段落とみなして集計単位とし、単語の最小出現数を2で作成したところ、66単語を用いた共起ネットワークができた(図1)。

辺の媒介中心性の強さをもとに抽出語(頂点)が実線で結ばれるグラフにおいて特徴的だった点は、まず「SNS」「授業」「資料」「道徳」「怖い」等の名詞・形容詞でサブグラフ(まとまり)を形成していたことである。筆者らにとってこの結果は、題材に含めるべき内容のあり方に課題を残す結果であった。要は情報通信ネットワークの利用がはらむ恐怖は、結局は利用する人間の判断や行為が決めるものである。たとえば「道徳」授業でSNSが怖いとことさらに強調しては、生活のなかの道具としての良さや価値の説明としてはふさわしくない。この結果から、その点で問題があると筆者らは考えた。

一方、「実名」「行動」「意見」「危ない」等の名詞・形容動詞・形容詞でサブグラフを形成していた。これは情報通信ネットワークにおける行動について本稿で指摘したい、題名による行為に関する題材の説明が伝わった結果だといえるだろう。

また、「小学校」「教材」「授業」「必要」「実際」「作る」「受ける」等の名詞・形容動詞・副詞・動詞に共起が見られたほか、「子供」「インターネット」「読み物」「伝える」等の名詞・動詞に共起が見られた。回答者の感想の文章が、題材の文章から小学校での授業などを想起できる、作者のことを評価する記述であることが読み取れる。



果について報告したものである。

学部児童教育学科2020年度卒業研究。

## 参考文献

- 内閣府 (online), 青少年のインターネット利用環境実態調査,  
[https://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/net-jittai\\_list.html](https://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/net-jittai_list.html) (2022年10月3日閲覧)
- 総務省 (online), インターネットトラブル事例集,  
[https://www.soumu.go.jp/use\\_the\\_internet\\_wisely/trouble/](https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/trouble/)  
(2022年10月2日閲覧)
- 総務省 総合通信基盤局 消費者行政第一課・情報流通行政局 情報流通振興課 情報活用支援室 (2022), インターネットトラブル事例集 (2022年版),  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000707803.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000707803.pdf) (2022年10月2日閲覧)
- 朝日新聞社 (2009), ネットいじめ深刻 プロフに中傷 後に中3自殺, 朝日新聞2009年1月19日朝刊, p.39.
- 坂元章 (2015), 道徳教育と情報モラル教育, 江戸川大学の情報教育と環境, Vol.12, pp.33-36.  
[https://edo.repo.nii.ac.jp/?action=pages\\_view\\_main&active\\_action=repository\\_view\\_main\\_item\\_detail&item\\_id=601&item\\_no=1&page\\_id=13&block\\_id=21](https://edo.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=601&item_no=1&page_id=13&block_id=21) (2022年9月26日閲覧)
- 文部科学省 (2020), 情報化社会の新たな問題を考えるための教材～安全なインターネットの使い方を考える～ 指導の手引き,  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/detail/1416322.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1416322.htm) (2022年9月26日閲覧)
- 阿部学 (2013), 情報モラル教育としての「道徳」授業批判—「資料」の解釈について—, 授業実践開発研究, 6, pp.35-43.  
<https://ace-npo.org/fujikawa-lab/file/pdf/bulletin/2013/abe.pdf> (2022年9月5日閲覧)
- 文部科学省 (2017), 中学校学習指導要領解説 特別の教科道徳編,  
[https://www.mext.go.jp/content/220221-mxt\\_kyoiku02-100002180\\_004.pdf](https://www.mext.go.jp/content/220221-mxt_kyoiku02-100002180_004.pdf) (2022年9月15日閲覧)
- 文部科学省 (2007), 情報モラル指導モデルカリキュラム,  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/1296900.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1296900.htm) (2022年9月10日閲覧)
- 文部科学省 (2019), 教育の情報化に関する手引き,  
[https://www.mext.go.jp/content/20200609-mxt\\_jogai01-000003284\\_002.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200609-mxt_jogai01-000003284_002.pdf) (2022年10月3日閲覧)
- 千葉県中学校長会 (2009), 中学生の新しい道 2, 株式会社日刊企画, pp.104-107.
- 関根里香 (2021), 情報化の『影の部分』としてのインターネットの性質を考慮した中学校道徳科教材研究, 目白大学人間